

# 所得補償保険

・保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

特長

- 1. (本人プラン)**  
●保険期間中に病気やケガで就業不能となった場合（入院・医師の指示による自宅療養）に保険金をお支払いします。
- 2. (奥様入院プラン) (専業主婦の方のみ)** 専業主婦の定義は一番下をご覧ください。  
●専業主婦の方が保険期間中に病気やケガで入院した時のみ保険金をお支払いします。  
●本人プランの補償が必要ない方は奥様入院プランのみの加入も可能です。
- 3. (本人プラン) (奥様入院プラン) 共通**  
●就業不能の原因となる病気・ケガの発生は、国内外問わず、工作中、旅行中、レジャー中などいずれであっても対象となります。  
●**支払対象外期間が7日間あります。**  
※詳しくは「用語のご説明」欄にてご確認ください。

- 医師による診査は不要です。告知書の提出が必要です。告知の内容によっては、ご加入いただけない場合や条件付でのご加入となります。
- 保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能の発生がなかった場合は、保険契約満了時に保険料の20%を「無事故戻し返れい金」としてお返しします。（中途脱退の場合はありません。）

ポイント

総支払限度日数1000日

長期の継続加入が可能に。保険金をお受け取りになっても、通算して1000日保険金をお支払いするまで契約を継続できます。

がん、心筋こうそく等の大きな病気をされて保険金をお受け取りになっても、通算して1000日分の保険金が支払われるまでは、原因となった病気を補償対象外とせず、継続できますので、安心して長期に継続加入いただけます。  
\*補償の対象となる期間は、支払対象外期間を超えた就業不能期間で、かつ、対象期間(1年)を限度とします。  
\*平成16年度(ご加入が平成17年度以降の場合、ご加入年度)の契約から継続後の契約を通算してカウントします。【通算支払限度期間に関する特約】  
【同一原因で再び就業不能となった場合】  
○支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。

## こんなときお役に立ちます

どうしよう、もしも病気やケガで倒れたら……

**本人プラン**

1. 病気・ケガによる入院
2. 入院だけでなく医師の指示による自宅療養も

**奥様入院プラン** 専業主婦の方のみ

1. 病気・ケガによる入院

## 月々の生活費・入院費はこんなに！

生活費	入院費
<p>一世帯あたり1か月の平均消費支出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>～29歳 193,131円</li> <li>30～39歳 258,999円</li> <li>40～49歳 326,218円</li> <li>50～59歳 312,483円</li> </ul> <small>(総務省統計局「家計調査年報」(平成17年度より算出))</small>	<p>差額ベッド料 (都内私立大学病院の例)</p> <p>1日あたり 3,000～60,000円 など</p>

**用語のご説明** 用語のご説明の詳細は、「この保険のあらまし」④に記載されていますので、必ずご参照ください。

- 就業不能とは、身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。
- 支払対象外期間とは、就業不能になられてその日を含めた最初の7日間(免責期間)はお支払いの対象となりません。
- 対象期間とは、支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。
- 就業不能期間とは、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。
- 平均月間所得とは、支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

## 本人プラン お支払いの例 42歳の方が3口加入された場合

例えば9月24日から翌年1月15日まで就業不能となった場合のお支払い保険金は……

補償内容……月額186,000円・年間2,232,000円、対象期間1年、支払対象外期間7日

●保険期間 (9月1日～翌年9月1日)

●働けない期間 (9月24日～1月15日) (就業不能の終了)

●支払対象外期間 (9月24日～9月30日) ※支払対象外期間が7日間あります。

●保険金支払対象期間 (10月1日～1月15日) (就業不能の終了)

お支払いする保険金  $186,000円 \times (3\text{か月} + \frac{15\text{日}}{30\text{日}}) = 651,000円$

●就業不能期間が1か月に満たない場合、または1か月未満の端日数が生じた場合は1か月を30日として日割計算をします。

- 保険金をお支払いできない主な場合**
- (1) 故意または重大な過失
  - (2) 自殺行為、闘争行為または犯罪行為
  - (3) 麻薬、あへん、覚せい剤の使用(医師が治療目的として用いた場合を除きます。)
  - (4) 妊娠、出産、早産、流産
  - (5) 戦争、暴動(テロ行為を除きます。)、および核燃料物質等によるもの
  - (6) 自動車、原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転
  - (7) 頭(いび)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
  - (8) 精神障害性障害(うつ病、アルツハイマー、知的障害、アルコール依存、薬物依存などを含まず。)
  - (9) 地震、噴火またはこれらによる津波 など

山崎製パンの団体だから  
**25%割引**  
(団体割引25%)  
無事故なら更に保険料  
20%がもどります  
(中途脱退の場合、返れい金はありません。)

## 保険料と保険金額

支払対象外期間を超える就業不能期間1か月につき、所得補償保険金額をお支払いします。

本人プランにご加入できる方は、平成26年9月1日現在69歳以下の山崎製パングループの従業員の皆様で、所定の健康告知質問事項で問題のない方となります。(有期従業員・アルバイトの方は除きます。)

### 医師の診査は必要ありません

所定の「健康告知欄」の質問事項にお答えください。

告知日現在健康であり、過去3年以内に医師の治療を受けたり、医師に病気を指摘されたことのない方。	告知日現在健康であっても、過去3年以内に下欄記載以外の病気で医師の治療を受けたり、医師に下欄記載以外の病気を指摘された方。	告知日現在、健康に異常のある方、告知日現在健康であっても過去3年以内に下欄記載のいずれかの病気で医師の治療(薬の服用の指示、指導を含みます)を受けたり、医師からいずれかの病気を指摘された(経過観察を含みます)方。
条件なしでご加入いただけます	お引き受けをお断りしたりお引き受けの条件を制限させていただきます	ご加入できません

(悪性しゅよう(各種のがん、肉腫)、糖尿病、結核性疾患、精神病、狭心症、心音不純、不整脈、脳卒中(脳出血、脳こうそく、脳軟化、くも膜下出血)、心臓弁膜症、慢性腎炎、ネフローゼ、こうげん病、心筋こうそく、心筋症、肝硬変、すい炎、白血病、ぜんそく など)  
※詳しくは、健康告知書の疾病・症状・障害一覧でご確認ください。

**ご注意**

1. ご加入時に既にケガをしていたり病気にかかり、医師の治療を受けていたり医師の指示で薬を飲んでいたりした場合は、そのケガや病気については保険金をお支払いできません。
2. 「健康告知欄」に事実と反することを記載された場合は保険金をお支払いできません。  
<告知の大切さについてのご説明>  
○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。  
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。  
○告知の内容が正しくない、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。  
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

●本人プランの保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。就業不能が生じて保険金をお支払いする際、保険金月額が平均月間所得を上回っている場合には、上回る部分についてはお支払いできません。

保険期間1年 団体割引25% 対象期間12か月 支払対象外期間7日 加重平均料率使用

本人プラン		
保険料	月額1口1,000円	
年齢	保険金月額	
15歳～19歳	133,000円	
20～24歳	133,000円	
25～29歳	115,000円	
30～34歳	97,000円	
35～39歳	76,000円	
40～44歳	62,000円	
45～49歳	52,000円	
50～54歳	45,000円	
55～59歳	41,000円	
60～69歳	39,000円	

奥様入院プラン (専業主婦の方のみ)			
保険料	月額1口500円		
年齢	年齢	保険金月額	限度口数
20歳	～24歳	111,000円	1口
25歳	～29歳	98,000円	
30歳	～34歳	80,000円	2口
35歳	～39歳	64,000円	
40歳	～44歳	51,000円	3口
45歳	～49歳	43,000円	
50歳	～54歳	37,000円	4口
55歳	～59歳	34,000円	

※本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(平成26年4月現在)  
※保険金をお支払いする事故が発生した場合には、残りの期間の保険料をお支払いいただく場合があります。  
※一部プランの保険金額が変更となっていますので、注意してください。

専業主婦とは、  
※主としてご自分のご家庭で炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方をいいます。  
※パート等で給与所得がある場合でも、配偶者控除の対象となる場合(給与所得が年間103万円以内)は、奥様入院プランにご加入いただけます。